

長寿第426号

令和6年7月3日

主任介護支援専門員更新研修対象者 各位

岡山県子ども・福祉部長寿社会課長

令和6年度岡山県主任介護支援専門員更新研修の開催について（通知）

このことについて、別添「令和6年度岡山県主任介護支援専門員更新研修実施要領」により、主任介護支援専門員更新研修を実施します。

つきましては、受講を希望する場合は、同実施要領により受講要件を確認の上、岡山県介護支援専門員協会にお申し込みください。受講要件を審査後、受講の可否を決定し、通知します。

また、主任介護支援専門員更新研修を修了した者の介護支援専門員証の有効期間は、原則として、主任介護支援専門員更新研修修了証書の有効期間に置き換え、両方の有効期間を揃えることとなりますのでご留意願います。（別紙参照）

なお、有効期間を揃えないことを希望する場合は、添付の様式に必要事項を記入の上、研修申込の際に併せてご提出ください。

<お問い合わせ先>

〒700-8570

岡山市北区内山下2-4-6

岡山県子ども・福祉部長寿社会課

長寿社会企画班

電話：086-226-7326

HP：<http://www.pref.okayama.jp/page/458732.html>

《主任介護支援専門員更新研修の受講について》

平成28年度から、主任介護支援専門員も5年更新制になり、主任介護支援専門員更新研修（平成28年度新設）を受講して更新する必要があります。

1 研修修了後の有効期間について

- ・今回が1回目の更新の方
 - …主任介護支援専門員研修修了日から5年を経過した日から5年間
- ・今回が2回目の更新の方
 - …前回の主任介護支援専門員更新研修修了証書記載の有効期間満了日から5年間

2 主任介護支援専門員の更新について

- ・主任介護支援専門員（更新）研修修了証書の有効期間内に、主任介護支援専門員更新研修を受講することで更新できます。（有効期間内に主任更新研修を修了しない場合、主任介護支援専門員の資格を失い、主任介護支援専門員として業務に従事することはできなくなります。）
- ・有効期間満了の2年前から、更新研修を受講することができます。

3 介護支援専門員証の更新について

- ・主任介護支援専門員更新研修の受講により、介護支援専門員更新研修の受講が免除されます。ただし、研修終了後、各自で更新手続きを行う必要があります。この場合、介護支援専門員証の有効期間が、主任介護支援専門員更新研修修了証書の有効期間に原則として置き換わります。
- ・主任介護支援専門員更新研修の修了日より前に、介護支援専門員証の有効期間が満了する場合は、先に介護支援専門員の更新研修を受講する必要があります。